

憲法解釈変更 公文書残さず

揺らぐ「法の番人」

政府の憲法解釈を一手に担う内閣法制局が、40年以上維持してきた「集団的自衛権の行使は憲意」という判断を昨年夏、180度転換した。その過程を記す公文書は何も残されていない。背景を取材する「法の番人」として威厳を保ってきた法制局が、政治の介入によって無力化されつつある現状が浮かんた。この「法の支配」が揺らいでいる。【日下部聡、樋岡徹也、林田七恵】

クローズアップ 2015

検討経緯 水面下に

「安全保障法制の議論はこの30年間、従来の憲法解釈の範囲内で、一歩ずつ進めてきたのに、今回は「ゴーン」で行ってしまった」小泉内閣で法制局長官を務めた阪田雅裕氏は、今回の憲法9条解釈変更をどう表現する。十分に議論する時間があったのか疑問だ。一國の法を根底から変えるのかの解釈変更については、法制局はたった1日目の審査で「意見なし」とし、結果は憲法解釈を担当する第一部の参事官が電話で内閣の担当者へ伝えた。

内閣法制局は長い歴史を持つ。1885(明治18)年、伊藤博文が初代首相となり内閣制度が発足した翌日に設置された「法制局」が、その原形だ。「西欧列強に肩を並べるため、明治政府は法治国家であることを示そうとした」と法制局に詳しい西川伸一・明治大教授(政治学)は解説する。以後、あらゆる法令に矛盾

がないよう厳格と審査する伝統が生まれた。軍部に唯一物申せたのが法制局だった。戦後、政府提案の法律に対し最高裁の違憲判決は一度もない。法案段階での審査がいかに精密かを物語るエピソードだ。とはいえ内閣の一機関であり、内閣の要求に心えなければならぬ。海外での国連平和維持活動(PKO)

出してよろしいか」と沃裁を求め、手書きの訂正が加えられ、部長、次長、長官の決裁印が押されている。組織全体で認識が共有されていたことが見える。今回の解釈変更では、この種の文書が残っている可能性は低く、法制局が何をどう判断したのかを後世に検証するのは難しい。公文書管理制度に詳しい瀬畑

長官人事に政治介入

この参事官から部長や次長を経て長官に上り詰めるのが、戦後人事の慣例だった。安倍首相は外部から小松氏を長官として送り込み、その不文律を覆した。「これで法制局の中立的な

他界した小松氏や横昌氏が解釈変更に深く関与していることは間違いない。だが、非公式の折衝や協議は記録に残らず、プロセスは

立場が、完全に奪われた」と西川教授は見る。小松氏の前任、山本庸幸元長官は最高裁判事となった際の記者会見で、集団的自衛権の行使について憲意だとの自説を述べた。元長官の阪田氏は「内閣に対し「だめ」と言って務まる時こそでない時がある。それは相手の強さによる。横昌君の善悪も分かる」と法制局の微妙な立場を代弁する。法制局みだいなちっぽけな役所が、憲法9条のような重い荷物を背負いきれぬわけがない。どうしても外国の戦争を手伝うにしたいのなら、憲法を改正するしかないでしよう」

「そんな審査はあり得ない」と、元総務官の小西洋之参院議員(民主)は批判する。小西氏は総務時代、法解釈の審査を受けるために何度も法制局に通った。「法制局とは必ず書通でやり取りする。今回の閣議決定を審査するのなら、天



Table with 4 columns: Name (氏名), Tenure (在任期間), Former Position (前職), Current Position (元職). Lists past directors and their roles.

戦後の歴代内閣法制局長官の経歴

「この参事官から部長や次長を経て長官に上り詰めるのが、戦後人事の慣例だった。安倍首相は外部から小松氏を長官として送り込み、その不文律を覆した。これで法制局の中立的な